

レンタル収納スペースご利用に関する大切なご案内

当社は一時使用目的で当社の施設内において、間仕切り等により仕切られた一定の区画スペースを賃貸するもので、契約者のための収納品の保管又は占有を受任するものではなく、契約者は収納物全てについて自己責任にて管理するものです。また、借地借家法の適用が無いことを相互に確認するものです。

利用契約に関すること

ご契約内容について

- 本契約は一定の区画スペースを一時使用目的で賃貸借するもので、レンタルスペース一時使用契約に適用されます。当社は契約者のための収納品の保管又は占有を受任する者ではなく、契約者は収納物すべてについて自己の責任にて管理する。また、借地借家法の適用が無いことを相互に確認するものです。契約期間は契約月の末日迄とし、その後1ヶ月単位の自動更新とする。当社所定の書面にて更新終了（解約）の意思表示が解約月の前月末日迄にない場合、本契約は従前と同一条件にて自動更新されます。ただし、建物に定期賃貸借契約がある場合は、当社は契約者に事前にご説明致します。

使用目的

- 本件スペースは動産物品の収納のみに使用し、この目的以外には使用できません。なお、下記の物品については収納できませんのでご確認ください。
 - 現金・有価証券・預貯金通帳・印章・印紙・切手・宝石・貴金属等の貴重品・金銭に代わるべき物・書画・骨董・彫刻物・その他美術品。
 - 自動二輪車・自動車・雪上オートバイ・ヨットを含む船舶等の原動機付の物。
 - 正当な占有権原のない他人の所有物、公序良俗に反する物品。
 - 揮発性・発火性を有する動産（シンナー・ガソリン・石油等の物品）、ペンキ・建築ガラ・その他危険物・産業廃棄物、腐敗・変質しやすい物品・臭気を発生する或いはその可能性のある物品。
 - 刀剣類・拳銃等の銃刀法に違反する物、薬物法に違反する薬物、その他違法な物品。
 - 動物・植物等の生物、不潔な物品。
 - 湿気を発する物品、あるいはその可能性がある物品。
 - テープ・カード・ディスク・ドラム等のコンピューター用の記録媒体とコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム・データその他これらに類するもの。
 - 食品
 - その他 当社が収納に相応しくないと判断する物。
- 前項の物品が本スペースに収納されている場合において、当社の催告にもかかわらず、契約者が当該物品の撤去等の必要な処置を行わないときには、契約者の承諾無く当社は当該物品を撤去及び廃棄等の必要な処置を講ずることができます。

利用料(賃料)について

- 利用料は1ヶ月単位の設定です。ただし、初月使用料につきましては日割り計算とします。
- 利用料金等は契約時に当社と契約者で定めた方法により定められた期日までにお支払いください。
- キャンペーン適用中に解約された場合は、キャンペーン料金の適用はありません。その場合は、退去時に正規料金との差額を清算致します。

保証料

- 契約時に保証手数料と年間保証料をお支払いいただきますので、当社と契約者で定めた方法により、定められた期日までにお支払いください。
- 保証手数料は、税込正規賃料と税込安心パック料の0.5ヶ月分相当額をお支払いいただきます。
- 年間保証料は、税込正規賃料と税込安心パック料の0.5ヶ月分相当額をお支払いいただきます。
- 年間保証料は、1年毎に発生します。月々の利用料のお支払とは別に払込ハガキが届きますので、コンビニ等でお支払下さい。

入館カード、鍵の管理

入館カード、収納スペース錠を厳重に管理していただき、万が一紛失が発見されたら速やかに当社までご連絡ください。当社はそれらの紛失及び盗難等による契約者の物品等の損害につきましては一切責任を負いません。また、複製鍵を作ってはなりません。必要な場合は当社に依頼してください。

安心パックへの加入（必須）

- 契約者は本スペースの使用期間中、安心パックに加入しなければなりません。
- 安心パックに加入することで、カードキーインロック対応、ダイヤル錠忘れ対応、お部屋変更手続きを年間2回まで無料で受けることができます。
- 年間2回を超えた場合、所定の追加料金が発生します。
- カードキーの再発行には別途費用がかかります。

解約

解約する場合は1ヶ月前まで（解約月の前月末日迄）に当社書面により解約を通知することにより解約できます。解約月の日割清算はございませんのでご了承ください。

明け渡し不履行による違約金

本契約終了後、5日以上経過しても契約者が原状に復して入室カード及び収納スペースの鍵と共に明け渡し返還しないとき、または残置された保管物が有った場合は、明け渡し返還終了迄1ヶ月当たり毎月の使用料の2倍額の損害金を支払わなければなりません。

引取りされない収納物品の扱い

- 契約解除（解約）月の翌月末日を経過しても収納スペース内に残置された収納物について、契約者は収納スペース内の収納物の所有権を放棄したものとします。

レンタル収納スペース動産保険

当社では安心してご利用いただくために、お客様の収納物品には専用動産保険を付保します。
収納物品に関する賠償責任は、お客様が当社施設に物品の搬入をした時に始まり、お客様が当社施設から物品を搬出した時に終わります。

保険期間（保険の有効期間）

レンタルスペース一時使用期間と同じ（一時使用契約が自動継続の場合には、一時使用契約と同期間となります）

保険金等をお支払いする主な場合

収納中の被保険者所有の収納品に火災・落雷、破裂、爆発・風、雪災により損害が生じた場合に、保険金等をお支払します。
（汚損・すり傷のみの損害および臭気付着の損害を除きます）
ただし、当社が契約者の保管物に対し損害賠償の責を負うときの最高限度額は本スペースに付保されている動産保険金額までとします。

保険金等をお支払いしない主な場合

- 1．前項以外の事故による収納品の損害。
- 2．保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意、重過失による損害等。

保険の目的（補償の対象）とはならないもの

下記の収納品については補償の対象とはなりませんのでご注意ください。

- ① 現金・有価証券・預貯金通帳・印章・印紙・切手・宝石・貴金属等の貴重品・金銭に代わるべき物・書画・骨董・彫刻物・その他美術品。
- ② 自動二輪車・自動車・雪上オートバイ・ヨットを含む船舶等の原動機付の物。
- ③ 正当な占有権原のない他人の所有物、公序良俗に反する物品。
- ④ 揮発性・発火性を有する動産（シンナー・ガソリン・石油等の物品）、ペンキ・建築ガラ・その他危険物・産業廃棄物、腐敗・変質しやすい物品・臭気を発生する或いはその可能性のある物品。
- ⑤ 刀剣類・拳銃等の銃刀法に違反する物、薬物法に違反する薬物、その他違法な物品。
- ⑥ 動物・植物等の生物、不潔な物品。
- ⑦ 湿気を発する物品、あるいはその可能性がある物品。
- ⑧ テープ・カード・ディスク・ドラム等のコンピューター用の記録媒体にコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム・データその他これらに類するもの。
- ⑨ 食品
- ⑩ その他 当社が収納に相応しくないと判断する物。

保険金額（保険のご契約金額）と免責金額（自己負担額）

保険金額：1 部屋あたり、200～1,400千円（収容レンタルスペースの面積によって保険料が変わります）
免責金額（自己負担額）：1 事故あたり1万円

<制定・改定>

2007年11月1日制定

2010年9月6日改定

2014年7月10日改定

2022年5月16日改定

2025年4月1日改訂